

愛媛県立津島高等学校同窓会補助事業実施要領

(目的)

第1条 愛媛県立津島高等学校同窓会（以下「同窓会」という。）が愛媛県立宇和島東高等学校津島分校生（以下「生徒」という。）に行う補助事業については、この要領の定めるところによるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助事業の支給対象となる生徒は、次の各号に掲げる生徒とする。

- (1) 通学定期券を購入し通学している生徒
- (2) 下宿をしている生徒

(補助額等)

第3条 補助金の額は、生徒一人当たり 30,000 円を上限とする。

2 補助期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(補助申請)

第4条 補助金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）は、補助金支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、別に定める期日までに、愛媛県立宇和島東高等学校校長（以下「校長」という。）を経て、同窓会長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号の補助金を申請する者は、通学定期券の写し
- (2) 第2条第2号の補助金を申請する者は、生徒及び保護者等の住民票の写し若しくは校長の証明書（様式第2号）

(補助金の支給決定)

第5条 同窓会長は、前条に規定する申請書を受領した場合には、その内容を審査し、補助金の支給又は不支給の決定を行い、校長を経て、生徒の保護者等に通知するものとする。

(給付金の代理受領)

第6条 校長は、前条の規定により補助金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）が補助金を学校徴収金等に充てることについて校長へ委任状（様式第3号）を提出した場合には、受給者に代わって給付金を受領することができる。

(支給決定の取消し)

第8条 同窓会長は、受給者が虚偽の申請等により不正に給付金の支給を受けていたことが判明したときは、支給決定を取り消すものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日一部改正)

愛媛県立津島高等学校同窓会補助事業申請書

令和 年 月 日

愛媛県立津島高等学校同窓会長 様

(申請者)

生 徒

住 所

氏 名

㊟

保護者等

住 所

氏 名

㊟

私は、愛媛県立津島高等学校同窓会補助金を申請します。なお、申請事由に虚偽があった場合は、全額を即時返還します。

1 申請事由 (該当自由を○で囲む)

ア 通学定期券購入補助

イ 下宿補助

2 補助金申請額

円

3 補助金振込先

銀 行

支店

普通預金

口座番号

フリガナ

口座名義

様式第2号

下宿証明書

令和 年 月 日

愛媛県立津島高等学校同窓会長 様

愛媛県立宇和島東高等学校長

下記の生徒は下宿生であることを証明します。

記

1 生徒氏名等

年 組 番

氏 名

住 所

2 保護者等氏名等

氏 名

住 所

様式第3号

委 任 状

令和 年 月 日

愛媛県立津島高等学校同窓会長 様

保護者等

住 所

氏 名

Ⓜ

私は、愛媛県立津島高等学校同窓会補助金の受領を愛媛県立宇和島東高等学校長に委任
します。